

令和 7 年 3 月 27 日

議会議長 井 出 一 己 殿

総務建設常任委員会

委員長 井 上 博 明

総務建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛川町議会会議規則第 72 条の規定により報告します。

記

1 審査の経過

(1) 委員会の開会日時、場所及び出席委員等

ア 日 時 令和 7 年 3 月 13 日、18 日及び 21 日の 3 日間

午前 9 時

イ 場 所 愛川町役場 4 階 402・403 会議室

ウ 出席委員

委員長 井 上 博 明 副委員長 小 島 総一郎

委員 茅 大 夢 委員 花 上 功

委員 佐 藤 り え 委員 鈴 木 信 一

委員 井 出 一 己

二 説明等のため出席した者

総務部長	小川浩幸	財務部長	豊島義則
環境経済部長	今井正夫	建設部長	大貫健
消防長	岩本誠	環境経済部参事兼 農政課長兼農業委員会事務局長	岡部誠一郎
政策秘書課長	榎本秀幸	総務課長	小野澤忍
デジタル推進課長	折田功	住民協働課長	諏訪部紀保
財政課長	六反吉和	管財契約課長	中村健二
税務課長	齋藤伸介	環境課長	奈良幸広
商工観光課長	上村和彦	道路課長	小池雅美
都市施設課長	福田敦	下水道課長	成瀬慎一郎
危機管理室長	土肥満	会計管理者	柏木美智子
議会事務局長	高瀬紀之	監査委員事務局長兼 選挙管理委員会事務局長	阿部昌弘
消防課長	松川清一	消防署長	岩澤浩和
水道事業所長	越智卓也		
各課関係技監、主幹・技幹等			

(2) 審査の内容

1日目の3月13日は、付託された条例及び新年度予算関係議案を一括上程し、補足説明を受け、総務所管及び経済建設所管の現地調査を行い、午後4時42分をもって延会した。

2日目の3月18日は、総務所管の条例議案（4件）に対する質疑・討論・採決まで行った後、「一般会計予算」を議題として質疑を行い、午後1時57分をもって延会した。

3日目の3月21日は、経済建設所管の条例議案（1件）に対する質疑・討論・採決まで行き、「一般会計予算」及び「企業会計予算」を一括議題として質疑を行った。すべての質疑が終了後、討論、採決の順で進め、結論を得た後、付託された陳情2件の審査を行い、午後2時23分に閉会した。

2 審査の結果

(1) 町長提出議案第3号

愛川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

「原案のとおり可決すべきものと決定」

(2) 町長提出議案第4号

愛川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

「原案のとおり可決すべきものと決定」

(3) 町長提出議案第5号

愛川町税条例の一部を改正する条例の制定について

「原案のとおり可決すべきものと決定」

(4) 町長提出議案第7号

愛川町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例の制定について

「原案のとおり可決すべきものと決定」

(5) 町長提出議案第9号

愛川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

「原案のとおり可決すべきものと決定」

(6) 町長提出議案第15号

令和7年度愛川町一般会計予算（分割付託審査事項）

「原案のとおり可決すべきものと決定」

(7) 町長提出議案第 19 号

令和 7 年度愛川町公共下水道事業会計予算

「原案のとおり可決すべきものと決定」

(8) 町長提出議案第 20 号

令和 7 年度愛川町水道事業会計予算

「原案のとおり可決すべきものと決定」

各議案に対する主な質疑要旨

<町長提出議案第4号>

【総務所管事項】

- 愛川町職員の給与に関する条例等の一部改正：モデル賃金における地域手当の引き上げ額について
 - モデル賃金における引き上げ額は、主査級 39 歳、配偶者と小学生の子 2 人を扶養しているケースで試算すると、給料月額 31 万 3,900 円に扶養手当を加えた 33 万 9,900 円に対し、引き上げ前の地域手当の月額は 10 パーセントを掛けた 3 万 3,990 円、引き上げ後は 12 パーセントを掛けた 4 万 788 円で、6,798 円の増となります。また、年収ベースでは、地域手当 12 カ月分の 8 万 1,576 円に加え、期末勤勉手当が 3 万 180 円の増で、合わせて約 11 万 2 千円余りの増となります。
- 愛川町職員の給与に関する条例等の一部改正：級地変更の詳細について
 - 現在は、1 級地の 20 パーセントから 7 級地の 3 パーセントまでの 7 段階で、市町村ごとに級地が設定されており、県内で最も高いのは、横浜市、川崎市、厚木市の 2 級地 16 パーセントで、本町は級地の設定がありませんでした。
本年 4 月からは、1 級地の 20 パーセントから 5 級地の 4 パーセントまで 4 パーセント刻みの 5 段階となり、原則として都道府県単位で設定され、神奈川県は本町を含め 3 級地の 12 パーセントですが、中核的な市については例外として個別に指定され、横浜市、川崎市、藤沢市、厚木市の 2 級地 16 パーセントです。

＜町長提出議案第15号＞

【総務所管事項】

- 広域的幹線的路線バス運行対策事業費：事業費が令和6年度当初予算に比べて減額した主な要因について
 - 本事業費は、三ヶ木から半原までの三ヶ木51系統について、相模原市と協調して地域の生活交通を維持確保するための負担金です。この算定にあたっては、車両維持費や運転手の人工費など当該路線の運行経費見込額から、運賃収入見込額を控除した額を、運行距離に応じ相模原市と案分して算出しているもので、相模原市域の区間が7.2キロメートル、本町が1.2キロメートルとなります。このうち運行経費見込額については、人工費の高騰などを背景に令和6年度より増額となっているものの、乗車人員が増加傾向にあり、運賃収入もこれに合わせて増額すると見込んだことから、令和6年度当初予算と比較し減額しました。
- 例規データベース管理経費：政策法務支援システム使用料の詳細について
 - 本町では、条例、規則、要綱などを制定、改廃する際には、これまで、先進自治体や近隣自治体の比較検討資料をインターネット検索により作成し分析を行ったうえで、条例等の改正案及び新旧対照表として取りまとめるなど一定の事務量を必要としています。このシステムを導入することで、全ての市町村例規の構成手法や表現方法等について横断的な分析が可能となるとともに、改正時の事務手続上、必要となる新旧対照表が自動で作成できるなど、情報収集力の向上及び事務作業の効率化が図られます。
なお、事業費は、システム開発費や導入経費等を要さない既存のシステムを用いることから、その使用料として月額3万3,000円の12カ月分、39万6,000円

を計上しました。

○ 庁舎等 ESCO事業費：役場本庁舎・新庁舎・庁舎分館 ESCOサービス

委託料の詳細について

- ESCO事業により更新した本庁舎・新庁舎・庁舎分館の照明機器、並びに本庁舎・新庁舎の空調機器に関するESCOサービス委託料で、機器の物件費や施工費のほか、維持管理費、動産総合保険料が主な内容です。

また、役場本庁舎・新庁舎・庁舎分館に係る工事は全て完了し、令和7年4月1日から10年間のESCOサービス提供期間が始まるところから、令和7年度は、その1年分である4,454万7,000円を計上しました。

○ 広報あいかわ町政70周年記念特集号作成経費：広報あいかわ町政70周年記念特集号発行費の詳細について

- 特集号については、本町の広報紙である広報あいかわと同様、新聞折り込みはもとより、町内企業をはじめ、幼稚園や保育園、小中学校などへ配布を予定しています。また、印刷部数は、通常の広報紙発行部数1万5,300部に加え、記録として残していく観点から1,000部追加した1万6,300部を印刷し、デザイン作成や校正などを含めた印刷代70万6,000円を計上しました。

○ 町政70周年記念特別企画実施経費：「ええ町70お楽しみ抽選会」開催経費の詳細について

- この事業は、町政70周年のPRを兼ねた「抽選番号付き70周年記念レター」を全世帯に配布し、抽選会を実施するもので、全国グルメ・トラベルカタログギフトをはじめ、東日本大震災や能登半島地震の復興支援を兼ねた地域特産品詰め

合わせギフト、さらには愛川ブランド引換券を景品として用意するほか、当選者以外にも、記念レターを持参いただけた方には防災関連グッズを提供する予定です。

経費の詳細は、景品代 965 万円に加え、記念レターや愛川ブランド引換券の印刷経費 5 万 3,000 円、記念レターや抽選当選通知に係る郵送料 178 万 7,000 円、このほか、事業実施に伴う関係消耗品代や愛川ブランド引換券利用による事業者への振込手数料 32 万 8,000 円を加え、合計 1,181 万 8,000 円を計上しました。

○ **自治基本条例事務一般管理費：多言語版生活ガイドブック作成業務委託料の詳細について**

— 本町では、近年、外国籍住民が増加傾向にあることから、生活の不安をやわらげ、暮らしやすい生活環境の整備を図るため、暮らしに必要な情報を掲載した多言語版の生活ガイドブックを新たに発行します。

対応言語は、町内在住者の多い上位 4 言語であるスペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タガログ語と、多くの国籍の方が使用する英語の合計 5 言語とし、内容は、「保険・年金」、「税金」、「ごみ」、「自治会」、「病気・けが」、「防災」など、皆さんが安全安心に生活できるよう日常生活に必要な手続きや制度等の概要をまとめ、作成するための委託料 297 万円を計上しました。

なお、作成にあたり一般財団法人自治体国際化協会の助成金を活用します。

○ **神奈川県町村情報システム共同化推進事業費：令和 6 年度当初予算と比較して増額となった主な理由について**

— 国では、全国の市区町村に対し、原則として令和 7 年度末までに、各市区町村で使用している住民記録や税・福祉情報などといった、20 の業務システムを、国の示す標準化基準に適合した「標準準拠システム」へ改修するとともに、ガバメ

ントクラウドへ移行して運用することを義務付けています。

このため、基幹系システムの改修費用のほか、ガバメントクラウドの使用料や、接続に係る通信機器の導入及び保守料など、ガバメントクラウドへの移行関連経費として、新たに 1 億 3,210 万 996 円を計上しました。

また、令和 6 年度に実施した住基ネットの機器更新により、利用料及び保守料が 675 万 832 円の増額となるほか、マイナンバー制度の情報連携で使用している中間サーバーが令和 7 年度に更新されるため、この作業費用 165 万円を計上しました。これらの主な増額分を含め、令和 7 年度の当初予算額は、令和 6 年度の 8,921 万 2,000 円から 1 億 4,249 万 8,000 円の増額となる 2 億 3,171 万円としました。

○ 防犯対策一般管理費：住宅用防犯対策費用助成金の詳細について

- 近年多発している住宅への強盗などから住民の生命と財産を守るために、住宅の防犯対策費用に要した経費の一部を助成します。対象は、本町の住民基本台帳に登録され、町内にある住居などの所有者または居住者を要件とし、住宅用の防犯カメラや録画機能付きのインターホン、センサーライト、防犯フィルムなど防犯性能の高い製品としました。また、助成額は、防犯対策に要した費用の 2 分の 1、上限を 1 万円とし、290 世帯分の 290 万円を計上しました。

○ 防災資機材整備事業費：令和 6 年度当初予算に比べて減額となった理由について

- 令和 6 年度は防災力強化 3 箇年計画の策定年度であり、食料や飲料水、簡易トイレなどの備蓄量を 1 日分から 3 日分へと 3 倍に増強するとともに、毛布やブルーシートなどの防災資機材も、過去の災害を教訓に備蓄量増強のため大きな調達を行い、防災力の底上げを図りました。また、令和 7 年度当初予算減額の要因は、令和 6 年度で増強整備を完了している備蓄品がほとんどであり、更新分の調達予

算が主軸となっているため、令和 6 年度に比して減額となりました。

○ 賦課徴収一般管理費：個人住民税申告電子化対応に係るシステム改修負担金の詳細について

— 地方税の各種申告手続き等については、これまでの紙ベースのものから、インターネットを介した「電子申告」への移行が進み、これまで「法人町民税」や「町たばこ税」などの申告手続きが電子化されました。本町でも、こうした電子申告手続きの拡大に順次対応し、令和 7 年度は「個人住民税の申告手続き」が電子化されることから、これに対応するため、本町の住民税システムの改修費用として、「神奈川県町村情報システム共同事業組合」への負担金 33 万円を予算計上し、更なる納税者の利便性の向上や賦課徴収業務の効率化を図ります。また、具体的な改修内容については、こうした各種地方税の電子申告手続きは、インターネット上の専用のホームページである「エルタックス（e L T A X）」を介して行われ、今回のシステム改修では、この「エルタックス」上で入力された「個人住民税の申告データ」を、「町の住民税システム」に取り込み、連携させる機能を追加するほか、システムの稼働テストなどを行います。

○ 消防団運営費等補助金：補助金額が令和 6 年度当初予算に比べて減少した主な要因について

— 令和 6 年度当初は、団長、副団長及び正副分団長を除いた実員数の 176 人に加え、想定される新入団員 7 人分を加算した 183 人分、令和 7 年度当初は、実員数の 167 人に加え、想定される新入団員 7 人分を加算した 174 人分を計上したことから、令和 6 年度予算と比較すると差し引き 9 人分で 9 万円の減額となりました。

【経済建設所管事項】

○ 美化啓発活動費：不法投棄防止対策経費の詳細について

— この経費は、町内の不法投棄の多い箇所への不法投棄防止柵やのぼり旗の設置など、不法投棄の未然防止と抑止に要する経費です。具体的には、町民から寄せられた不法投棄の目撃情報等により、行為者が判明し、解決した場合に情報提供者を報奨する「廃棄物不法投棄情報提供報奨金」をはじめ、不法投棄防止柵の設置に要する単管パイプや留め金、ネットなどの原材料費や不法投棄を防止するための、のぼり旗やのぼり旗を掲出するためのポール代など、不法投棄の多い箇所への設置に備えるものです。

また、新年度には、八菅山いこいの森付近に設置している「固定式不法投棄監視カメラ」は、設置から 13 年が経過し、経年劣化していることから、赤外線照明の搭載により、夜間の録画にも優れた高解像度の監視カメラに更新する費用を計上するなど、経費全体で 63 万 8,000 円としました。

○ ごみ収集運搬処理経費：資源化におけるリチウムイオン電池回収の詳細について

— 一般社団法人 J B R C の協力自治体として新たに登録することにより、住民サービスの向上につながるほか、リチウムイオン電池などの適正処理が図られることなどから、J B R C が実施する小型充電式電池の回収活動に協力し、より一層の再資源化を推進していくこととし、本事業は原則、経費はかからず実施できます。

- 可燃ごみ等収集運搬経費：粗大ごみ等運搬業務委託料の詳細について
 - この事業は、本年 12 月から稼働する厚木愛甲環境施設組合のごみ中間処理施設において、可燃ごみの焼却処理に加え、粗大ごみの処理もできることから、美化プラントの破碎機については、運転を停止します。そのため、本町で収集した粗大ごみを美化プラントから組合の処理施設まで、民間事業者の車両により運搬を委託するもので、12 月から 3 月末までの 1 日 1 往復の 4 カ月分を見込んだ委託料 276 万 5,000 円を予算計上しました。
- 農業振興推進事業費：生分解性マルチ購入費補助金の詳細について
 - 本町は、農作業の省力化及び廃プラスチック対策を推進するため、販売目的をもって農作物を栽培し、出荷する農業者を対象として、購入費用の 2 分の 1、2 万円を上限に購入後 1 年以内、1 会計年度当たり 1 回の申請に限り、購入費用の一部を補助します。
この生分解性マルチは、通常のマルチに比べると 3 倍から 4 倍ほどの価格差がありますが、微生物の働きにより最終的には水と二酸化炭素に分解される性質をもち、通常のマルチでは収穫後に行うマルチの回収・処理が不要となり、農作業の省力化が図られるとともに、廃プラスチック対策を推進する観点から補助を通じ、価格差を低減させることにより農業者の金銭的負担や労力の軽減を図ります。
なお、予算額の算出根拠は、県央愛川農協に聞き取り調査を行い、年間 10 件程度の販売実績があると確認したことから、上限額 2 万円を 10 件分として見込みました。
- ダム周辺地域振興事業費：宮ヶ瀬ダム周辺観光案内業務委託料の詳細について
 - 本業務は、本町を来訪される観光客に対し、宮ヶ瀬ダム周辺及び町内名勝の案

内業務を、町観光協会が県立あいかわ公園パークセンター内に設置している観光案内所において、本町と町観光協会が共同して実施し、令和 7 年度は、観光案内所開所予定日数 288 日のうち、本町が実施を予定している毎週土曜日と日曜日、4 月から 7 月までの毎週火曜日と木曜日、ゴールデンウィークの 11 日間、8 月のお盆時期 9 日間、全体では 148 日分の委託料 121 万 3,000 円を予算計上しました。

○ 繊維産業振興対策事業費：愛川繊維会館修繕費補助金の詳細について

— 本町と繊維産業会との間で締結している繊維会館に係る町有財産使用貸借契約に基づき、修繕費用の 2 分の 1 相当額を、繊維産業会に対し補助しています。については、消防法に基づく消防用設備等点検で指摘があった屋内消火栓ポンプ交換工事及び、建築基準法に基づく検査業務で指摘のあった 1 階から 3 階にある防火扉の補修、2 階和室等の壁の亀裂補修などに対する補助の合計で 274 万 3,000 円の補助金を予算計上しました。

○ 地籍調査事業費：令和 6 年度当初予算に比べて増額となった理由について

— 令和 6 年度は第 06 計画区、面積約 5 ヘクタールの調査に対して、令和 7 年度は第 07 計画区、面積約 6 ヘクタールの調査を実施する計画で、面積が約 1 ヘクタールえることから令和 7 年度当初予算は 969 万 1,000 円で、令和 6 年度当初予算 764 万 8,000 円と比較すると 204 万 3,000 円増額します。

○ 道路新設改良費：桜台小沢線における「いこいのベンチ」設置事業の詳細について

— 本事業は、高齢社会が進む中、長い距離を歩くことが困難なお年寄りや健康づ

くり等のため、朝夕にウォーキングをする方など、歩道を利用する方々の利便性の向上を図るため、休憩等ができる「いこいのベンチ」を、桜台小沢線に2基設置します。この「いこいのベンチ」の設置箇所は、沿線の住環境に影響がない住宅などの立地状況を考慮するなど、適切な設置箇所を検討します。

また、「いこいのベンチ」の設置に要する経費は、ベンチの設置にあたり町職員による直営工事を予定し、ベンチ本体2基及び基礎コンクリートなどの資材購入をするための原材料費34万8,000円、工事に伴い発生する廃材の処分委託料9,000円、合計35万7,000円を当初予算に計上しました。

○ 中津工業団地第1号公園再整備事業費：屋外トイレ、防災倉庫建設工事のほか、新規3事業の主な内容について

— 屋外トイレ・防災倉庫建設工事及び設計・監理業務委託は、トリム広場に設置する屋外トイレと体育館北側の空地に設置する防災倉庫の建設工事費、この工事に係る設計・監理業務の委託で、事業の執行に当たっては、設計・工事・施工監理を一括してプロポーザル方式により発注し、適正な事業執行に加え、経費の縮減や工期の短縮を図ります。

また、マンホールトイレ等整備工事及び設計・積算・監理業務委託は、体育館と野球場の間の通路にマンホールトイレを整備するほか、トリム広場にかまどベンチの設置や掲揚塔の移設、支障木の伐採などを行うもので、合わせて、この工事に係る設計・積算・監理業務を委託し適正な事業執行に努めます。

○ 公園整備事業費：中津工業団地第2号公園屋外トイレ外壁等塗装工事及び便器改修工事の詳細について

— 屋外トイレ建物の内・外壁と天井については、経年劣化により一部は、塗膜の剥離が生じていることから、高压洗浄を行った後、塗装します。

また、便器改修工事については、既設の洋式トイレの便座を暖房・温水洗浄機能が付いた便座に交換するほか、男性用小便器1基は、高さがあり小さなお子さんの利用が難しいタイプの便器であることから、利用しやすいものへ交換します。

＜町長提出議案第19号＞

○ 収益的収入及び支出 下水道使用料：令和6年度当初予算額と比較して減額となった理由について

一 令和7年度当初予算における下水道使用料は、6億1,576万5,000円で、前年比439万6,000円の減額を見込みました。

減額の要因は、下水道事業の経営戦略や、令和5年10月の下水道使用料改定時の推計において、人口の減少や節水機器の普及等による有収水量の減少を予測しているところであり、令和6年度当初予算の有収水量の見込み、395万立方メートルに対して、令和7年度当初予算では、2万8,000立方メートル減の392万2,000立方メートルと見込まれることから、予算額についても、前年比439万6,000円の減額を見込みました。

○ 雨水整備事業工事費：小沢排水区幹線水路整備工事の詳細について

一 小沢排水区幹線水路は、角田の小沢地区及び中津の大塚下工業団地の雨水を排除する重要な役割を担う排水路となっていますが、既設の水路等については、雨水計画における排水の断面積等が不足していることから、局地的な豪雨等の際には、道路冠水や工場建物への浸水が懸念されます。こうしたことから、工業団地東側の県道511号、六ツ倉橋先の相模川吐け口から工業団地西側の株式会社スウェーデンハウス先までの延長965メートルを整備区間とし、既設の幹線水路の改築や新設による整備を行い、浸水被害の防止に努めます。また、令和7年度の整備工事の詳細は、中津6981番地、アマノスチールプロダクト株式会社先の町道内に、工事延長74メートル、幅1.5メートル、高さ1.2メートルのボックスカルバートを、延長72メートルの整備をします。

＜町長提出議案第20号＞

○ 防災用備品購入費：購入費の詳細について

— 令和7年度は、地震等の災害発生時に断水となった場合に備え、給水車などから飲料水を一時的に保管するための「容量1,000リットルの設置型組立式給水タンク」4基分の予算を計上しております、大規模災害発生時における対応の強化を図ります。

○ 配水管整備改良工事費：町内4箇所の詳細について

— 中津上熊坂地区の配水管布設工事は、アベイル愛川店前から業務スーパー愛川店前までの区間について、県道を挟んだ旧横須賀水道道内に布設してある横須賀市上下水道局の所有していた鋳鉄製口径500ミリの送水管の中に、口径200ミリのポリエチレン製の配水管を新設したのち既設管と接続し、配水経路の安定供給を図ります。同じく、中津上熊坂地区の配水管布設替工事は、ファッショセンタしまむら愛川店の北側町道付近から成瀬管工設備の南東側までの町道部に埋設されている既存の管口径150ミリの布設替えです。この管は、中津地区に配水している主軸となる配水管ですが、昭和58年製の古い管であることから口径150ミリのダクタイル鋳鉄管に布設替えします。

また、三増志田地区のバイパス管布設工事は、令和6年度に布設したバイパス管布設工事の続きとなり、志田第二配水池から志田第一配水池へ補水を行うことができる口径150ミリのバイパス管の布設工事です。志田第二配水池と志田第一配水池は愛川町水道事業の主力施設であり、バイパス管を新設することにより、安定した配水を図ります。

最後に、町道半原7371号線配水管布設工事は、この工事は半原原臼地区で愛川町道路課が発注予定である町道半原7371号線改良工事で新設する道路に併せ

てダクトイル鉄管 100 ミリを新設します。なお、新設及び布設替えに使用するダクトイル鉄管及びポリエチレン管は耐震性を備えた地震に強い管を使用します。